

高松市自治と協働の基本指針（仮称）

別冊「資料編」（案）

平成23年1月

高松市自治と協働の基本指針策定委員会

目 次

自治基本条例に基づく地域コミュニティ協議会の要件	1
地域コミュニティ協議会規約について	2
地域コミュニティ協議会の組織構成について	5
地域コミュニティ協議会総会の開催方法について	6
地域コミュニティ協議会の範域について	8
地域コミュニティ協議会認定規則について	9
協働の形態と事業例について	11
高松市ボランティア・市民活動センターについて	12
地域コミュニティ実態調査結果報告書＜概要版＞	13
高松市における特定非営利活動法人アンケート調査 結果報告書＜概要版＞	16

■ 自治基本条例に基づく地域コミュニティ協議会の要件

本編18頁の「地域コミュニティ協議会に求められること」の項目も踏まえたうえで、本市では、「地域の特性を生かした個性豊かなまちづくり」の実現のために活動する地域コミュニティ協議会について、次の5点を要件と定めています。

1 共同体意識の形成が可能な一定の地域（小学校区を基準として、市長が適当と認める区域とする。以下「活動地域」という。）を活動範囲とするものであること。（申請の際に「活動地域の範囲を示す図面」を添付）

☞ P. 8を参照

2 活動地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とするものであること。（申請の際に「構成員の状況が分かる書類」添付）

☞ P. 5を参照

3 活動地域の課題を解決するために自主的かつ自立的に活動を行うものであること。

4 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われるものであること。申請の際に「組織体制および役員に関すること」、「事業運営の決定手続、会議等に関すること」、「会計に関すること」、「規約の変更に関すること」添付）

☞ P. 2～7を参照

5 活動地域における相当数の住民に支持されていると認められるものであること。（申請の際に、規約（会則）に規定された総会の構成員や議決方法、役員の選任方法などで確認。）

☞ P. 2～7を参照

■ 地域コミュニティ協議会規約について

【本編】第2章「高松市の現状と課題」(9頁)
■地域を代表する公益団体としてのルールづくり

自治基本条例に規定される公益団体として、地域コミュニティ協議会は、規約を整備し、常に、自治の基本原則（情報共有・参画・協働）に基づき、見直しを図ることが求められています。地域コミュニティ協議会の規約（会則）には、本編21頁の「地域コミュニティ協議会に求められること」に掲げられている7項目を盛り込んでいただくことが必要です。

各地域コミュニティ協議会によって、組織体制などは異なりますが、参考としてください。規約の一例は以下のとおりです。

○○地区（校区）コミュニティ協議会会則（例）

（名称および組織）

第1条 この会は、○○地区（校区）コミュニティ協議会（以下「協議会」という）と称し、本協議会の区域内に居住する個人および所在する法人ならびに別表に掲げる自治会等各種団体で組織する。

（目的）

第2条 協議会は、地区における共通の課題解決のため、住みよい地域社会の構築を目指し、組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進を図りながら、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ○○地区（校区）の共通の課題解決に向けての協議、学習等に関する事。
- (2) ○○地区（校区）内の各種団体等の活性化および各種団体相互の連絡協調に関する事。
- (3) 市の委託事業の推進に関する事。
- (4) 地区内組織構成員の参画と情報の共有ならびに協働の推進等に関する事。
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事。

（役員）

第4条 協議会に、会長1名、副会長若干名、理事若干名、会計1名、書記2名および監事2名を置く。

- 2 役員は、別表に掲げる構成団体等に属する者（以下「代表者」という）の互選により選任し、会長、副会長、監事は、それぞれの役員の互選により選任する。
- 3 選任された役員は、総会において承認するものとする。

(役員の任期)

第5条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 棟欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会、全体会および役員会とし、会長が招集し、議長となる。

(総会および全体会)

第7条 総会および全体会は、別表に定める代表者をもって構成する最高の決議機関で、

総会は、毎年1回これを開き全体会は会長が必要と認めた場合に開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および事業報告に関すること。
- (2) 予算の決定および決算の承認に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) その他、協議会の運営に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、会長が必要と認める都度開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会および全体会に付議する事項
- (2) 事業の運営に関する事項
- (3) その他、会長が特に必要と認める事項

(企画委員会)

第9条 協議会に企画委員会（以下「委員会」という）を置く。

- 2 企画委員は、役員会に諮って会長が指名する。
- 3 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員会は、次の事項について協議し、役員会に報告する。
 - (1) 地区コミュニティ事業の企画に関すること。
 - (2) その他事業の企画に関し、役員会が必要と認めた事項

(部会)

第10条 協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表に掲げる構成団体から選任されたものならびに協議会が公募したものをもって構成する。
- 3 部会に部会長および副部会長を置き、部会員の互選により選任する。
- 4 部会は部会長が招集する。
- 5 部会は部会に属する地域課題について調査・審議し、各種の事業を実施する。

(事業計画および予算)

第11条 協議会の事業計画および予算は、役員会で承認し総会の議決を経なければなら
ない。

(事業報告、決算および監査)

第12条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、会計年度終了後、
速やかに作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を経た後、総会の議決を経なければ
ならない。

(情報の開示)

第13条 総会の決定事項等、協議会の情報は、センター内に掲示するなど開示する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費・補助金・その他の収入を持って充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 協議会の事務局を○○コミュニティセンター内に置く。

2 事務局長は会長が委嘱し、協議会の事務を処理する。

(その他必要な事項)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定めること
ができる。

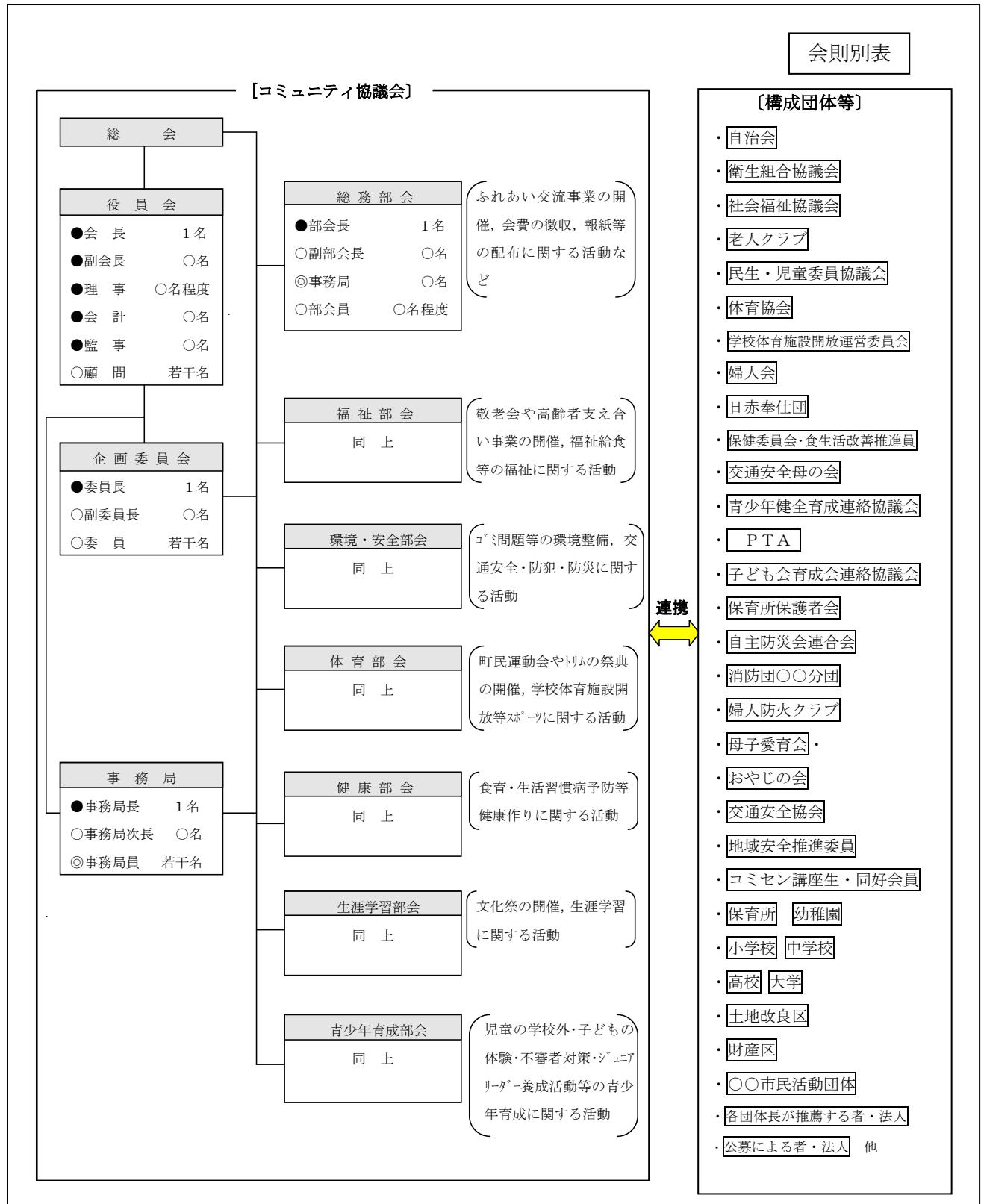
附則

この会則は、平成 年 月 日から施行する。

■ 地域コミュニティ協議会の組織構成について

協議会の最高議決機関として、総会を設置していますが、規約（会則）によって、総会で決定する事項、開催回数、招集、定足数などが規定されています。

組織構成の一例を以下のとおりお示しします。



■ 地域コミュニティ協議会の総会の開催方法について

総会では、次の事項について、審議議決を行います。

- ・1年間の事業報告と決算
- ・新年度の事業計画と予算
- ・役員の承認

【本編】第2章「高松市の現状と課題」(9頁)

- 地域を代表する公益団体としてのルールづくり
- 個人の参画機会の創出

総会の開催には、全員参加型、代議員制、部会代表制などの方法がありますが、それぞれの地域コミュニティ協議会の実情に応じて、適切な方法の採用を検討することが必要です。

いずれの場合にも、地域住民に認められた民主的な運営と、透明性の確保が大切です。

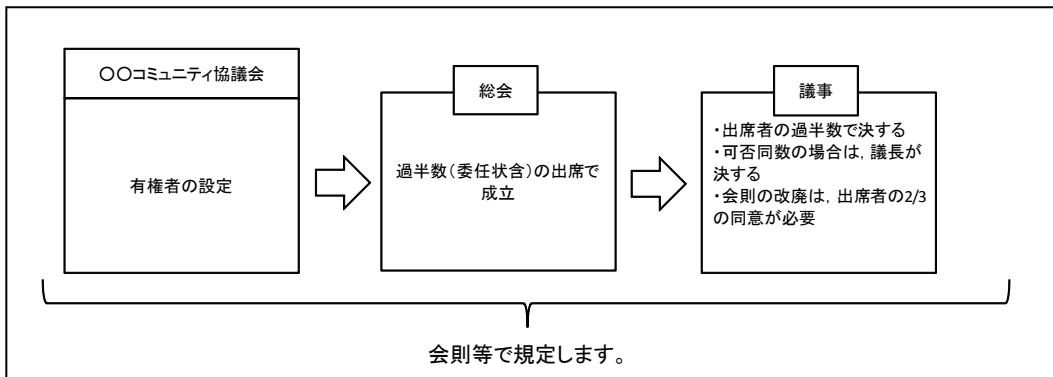
民主的な運営を確保するためには、いかに多くの住民の意見が、総会に反映されるかが大切です。

そのため、

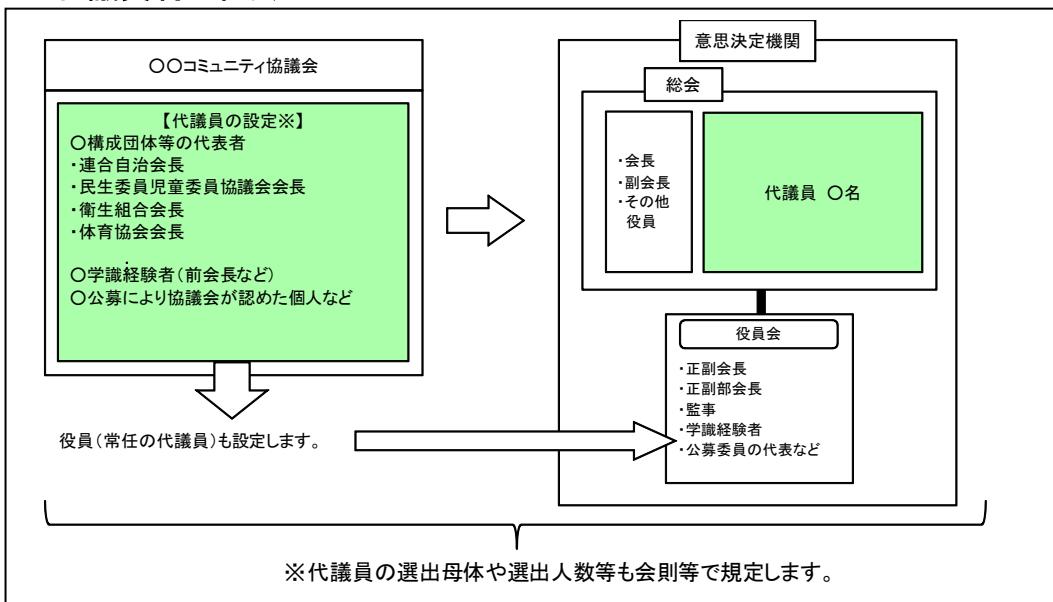
- ・個人の参画を進めるしくみを取り入れる。
- ・総会の内容をホームページに掲載したり、掲示板に告示するなど、事前に公表するとともに、終了時には、議事録や決議内容を公開するなど、その透明性を確保する。
- ・上記のことが実施できるよう、毎年の総会時に向けて、常に会則の整備に努めることが大切です。

I 全員参加型	<p>地域コミュニティ協議会の全ての構成員によって、意思決定が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティ協議会の規模が小さく、全住民の把握が可能な場合は導入できる。・世帯ではなく、個人に意思決定権があることに注意する。・有権者の設定を行い、会則に規定する。 <p>※総会規定例「第〇条 総会および全体会は、区域内に居住する年齢満〇年以上の者をもって構成する最高の決議機関で（以下省略）」</p>
II 代議員制	<p>地域コミュニティ協議会の役員と、構成団体の代表者等の代議員によって意思決定が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティ協議会の規模が大きく、全ての構成員の参加が困難な場合等に導入 <p>※総会規定例 P. 3 の会則（例）第7条</p> <ul style="list-style-type: none">・協議会役員（常任の代議員）は、構成団体の代表者の互選によって選出される。・代議員の選出母体や選出人数等は、各地域コミュニティ協議会の規約などで定める。・公募による個人も、構成団体の一つとして、代議員に選出されるよう会則などで定める。
III 部会代表制	<p>地域コミュニティ協議会の役員と、構成団体の代表者を含む部会代表によって意思決定が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティ協議会の規模が大きく、全ての構成委員の参加が困難な場合等に導入 <p>※総会規定例「第〇条 総会および全体会は、別表に定める構成団体の代表者を含む部会代表で構成する最高の決議機関で（以下省略）」</p> <ul style="list-style-type: none">・「II 代議員制」より多くの議決権を有するものが参加する。・協議会の役員は、各部会の代表者（複数可）および構成団体の代表者の互選によって選出される。・公募による個人もいざれかの部会に所属できるよう規約などで定める。

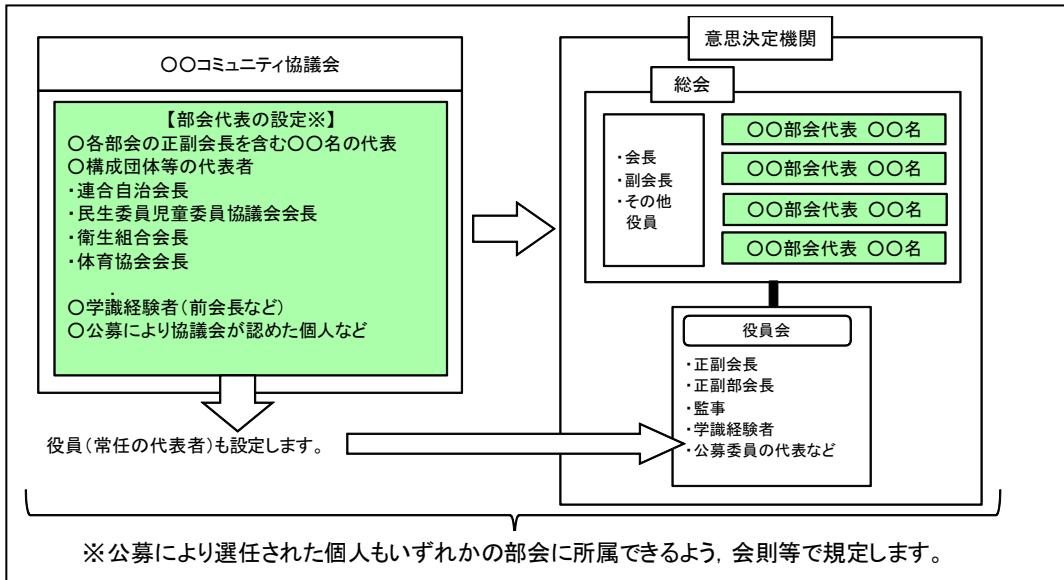
I 全住民参加型総会



II 代議員制の総会



III 部会代表制の総会



■ 地域コミュニティ協議会の範域について



■ 地域コミュニティ協議会認定規則について

高松市地域コミュニティ協議会の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市自治基本条例（平成21年高松市条例第51号）第23条に規定する地域コミュニティ協議会（以下「地域コミュニティ協議会」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たす団体を地域コミュニティ協議会として認定することができる。

- (1) 共同体意識の形成が可能な一定の地域（小学校区を基準として、市長が適当と認める区域とする。以下「活動地域」という。）を活動範囲とするものであること。
- (2) 活動地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とするものであること。
- (3) 活動地域の課題を解決するために自主的かつ自立的に活動を行うものであること。
- (4) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われるものであること。
- (5) 活動地域における相当数の住民に支持されていると認められるものであること。

2 前項の認定は、一の活動地域につき一団体に限り行うものとする。

(認定の申請)

第3条 地域コミュニティ協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、高松市地域コミュニティ協議会認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を規定した規約
 - ア 団体の名称および主たる事務所の所在地
 - イ 組織体制および役員に関すること。
 - ウ 事業運営の決定手続、会議等に関すること。
 - エ 会計に関すること。
 - オ 規約の変更に関すること。
- (2) 構成員の状況が分かる書類
- (3) 活動計画書
- (4) 活動地域の範囲を示す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定することを決定したときは高松市地域コミュニティ協議会認定決定通知書（様式第2号）により、認定しないことを決定したときは高松市地域コミュニティ協議会不認定決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(認定事項の変更等の届出)

第5条 前条の認定を受けた地域コミュニティ協議会（以下「認定協議会」という。）は、代表者の氏名または第3条第2項各号に掲げる書類の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、高松市地域コミュニティ協議会認定事項変更届（様式第4号）に当該変更を生じた事項を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定協議会は、地域コミュニティ協議会を廃止しようとするときは、あらかじめ高松市地域コミュニティ協議会廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定協議会が第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、当該地域コミュニティ協議会の認定を取り消すことができる。

2 市長は、地域コミュニティ協議会の認定を取り消したときは、高松市地域コミュニティ協議会認定取消通知書（様式第6号）により、当該地域コミュニティ協議会の代表者に通知するものとする。

(認定等の告示)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を告示するものとする。

- (1) 第2条第1項の規定による認定をしたとき。
- (2) 第5条第1項の規定による変更（認定協議会の名称および主たる事務所の所在地ならびに活動地域の範囲の変更に係るものに限る。）の届出があったとき。
- (3) 第5条第2項の規定による廃止の届出があったとき。
- (4) 前条第1項の規定による取消しをしたとき。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 協働の主な形態と事業例について

【本編】第3章「目指すべき理想像」(15頁)
 (2) 市民と行政の協働の領域

後援	<p>行政が市民活動団体等の事業に対して信用保証を行う協働形態。市民活動団体等の信用を高め、社会での認知度が増すことにつながります。</p> <p>＜事業例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県ボランティア・NPO交流集会 ・地域ふれあい交流事業
補助	<p>市民活動団体等が主体的に取り組む公益性のある事業に、行政が資金提供などにより援助する協働形態。市民活動団体等の先駆性や柔軟性、専門性を活かし、行政が公平・平等の観点から対応が困難な市民ニーズに対して間接的に対応できます。</p> <p>＜事業例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター遊友塾事業 ・地域ゆめづくり提案事業
共催	<p>市民活動団体等と行政が共同で一つの事業を主催する協働形態。市民活動団体等の専門性や人脈を活かすとともに、市民の視点から事業を企画・実施することができます。また、行政が共同の主催者であることにより、市民活動団体等の信用が高まります。</p> <p>＜事業例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕ぐれコンサート ・地元有識者による生涯学習講座の開催
事業協力	<p>共催以外で、市民活動団体等と行政が協力して、それぞれの特性を活かす役割分担により、一定期間継続的に事業を実施する形態。身近な社会的課題を解決することにより、市民の意識や関心が高まるとともに、双方の得意分野を活かすことができるなど、相乗効果が期待できます。</p> <p>＜事業例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たかまつマイロード事業 ・公園愛護会による公園管理事業
委託	<p>行政の責任において実施するべき事業を、市民活動団体等に委託して実施する協働形態。市民活動団体等の専門性などを活かし、効果の高い事業が実施できます。</p> <p>＜事業例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働企画提案事業 ・女性職員エンパワー研修委託事業 ・コミュニティセンターの管理委託業務
政策提言・企画立案への参画	<p>行政が政策立案や事業企画を行うにあたって、市民活動団体等からの提言や意見などを取り入れる形態。新たな社会的課題に対する市民活動団体等の先駆的な取組のノウハウや専門的な知識などを活かせたり、地域や生活の現場からの問題提起や提案・意見が受けられます。</p> <p>＜事業例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例を考える市民委員会 ・パブリックコメント

■高松市ボランティア・市民活動センターについて

概要

住所：〒760-0053 香川県高松市田町4番地15

TEL：087(835)0122

FAX：087(835)0098

開館日・時間：平日 午前10時～午後7時

土曜日・日曜日・祝日 午前10時～午後5時

休館日：毎週月曜日、年末年始

事業内容：ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供に関するここと、特定非営利活動法人の活動を推進することなど

【本編】第2章「高松市の現状と課題」(12頁)
(2) 市民活動団体との関係

センターの機能

1 活動拠点機能

センター内の会議・展示スペース、裁断機・紙折機、コピー機、軽印刷機の使用（一部有料）

2 情報収集・提供機能

市民活動関連情報および助成金情報の収集・提供

3 広報・啓発機能

情報誌（コラボたかまつ）の発行

ホームページの管理・運営

メールマガジンの発行

4 学習・研修機能

NPOのためのスキルアップ講座などの開催

協働推進人材養成講座の開催

5 相談機能

NPOサポート相談の実施

一般相談の実施

6 交流・コーディネート機能

センターわいわい交流会など、NPOが交流する場の提供

7 調査・研究機能

市民活動団体等に対する協働事業の可能性に関するヒアリング調査等の実施



四番丁小学校跡地への移転

平成24年度に移転を予定しているセンターには、小学校の1教室分の会議室が併設され、同じく移転する高松市コミュニティ協議会連合会などの事務局とは、その会議室を共有するなど、両者の協働を推進するための連携がより強化されます。

■ 地域コミュニティ実態調査結果報告書＜概要版＞

【本編】第2章「高松市の現状と課題」(8頁)
(3) 地域コミュニティ協議会の現状と課題

I 調査の概要

1 調査の目的

地域コミュニティ協議会の現状と課題を把握し、地域コミュニティ活動の促進および市民と行政の協働の取組を進めるための今後の市の施策等を検討することを目的として、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

高松市内全44地域コミュニティ協議会

3 調査方法

各地域コミュニティ協議会へ電子メールにより調査票を送信し、平成22年1月末の状況等について記入を依頼し、電子メールにより回収しました。

4 調査期間

平成22年1月22日～平成22年2月3日

5 回収結果

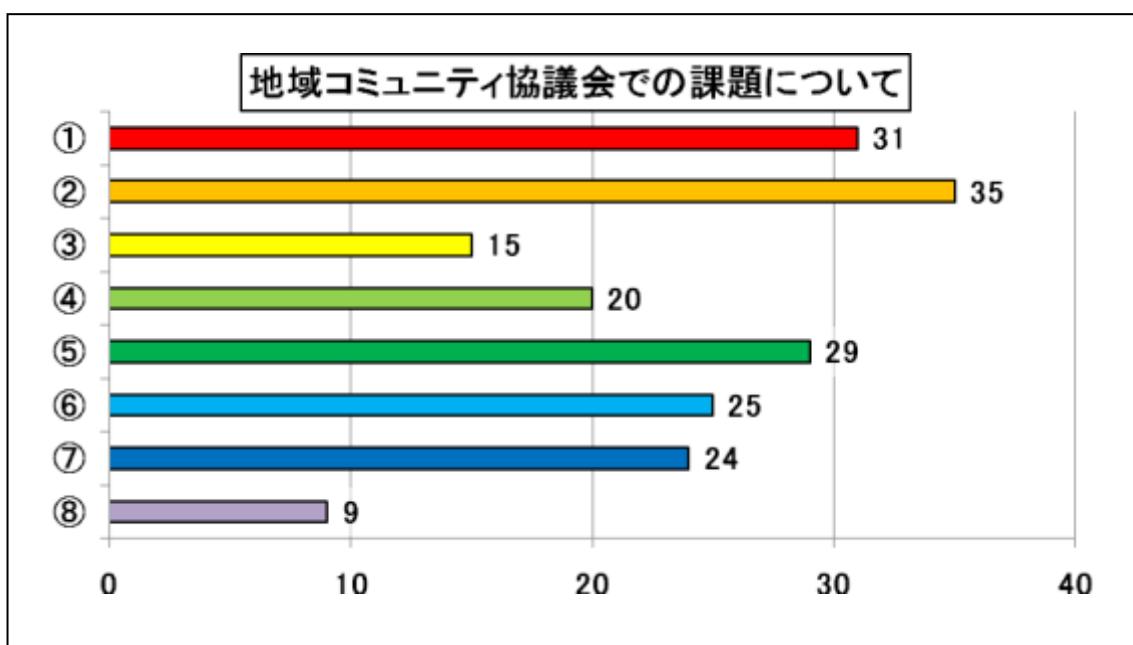
44協議会中、有効回答44協議会（回収率100%）

II 調査結果

1 地域コミュニティ協議会の課題について

地域コミュニティ協議会での課題は何ですか？（複数回答可）

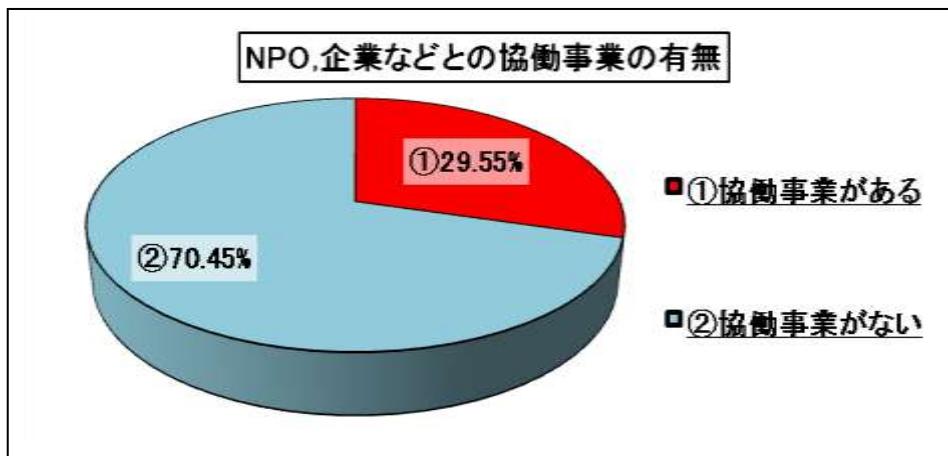
課題	協議会数
①コミュニティ活動に対する地域住民の関心が低い。	31
②活動リーダー、参加者が不足している。	35
③世代間、地縁団体（地域コミュニティ協議会、自治会、婦人会、老人クラブ等）同士の連携が少ない。	15
④まちづくり活動の拠点として、現在のコミュニティセンターの機能は不十分である。	20
⑤活動資金が不足している。	29
⑥コミュニティ活動を行うためのノウハウが不足している。	25
⑦地域コミュニティ協議会の情報発信・情報共有が十分にできない。	24
⑧その他	9
合計	188



2 他のセクターとの協働について

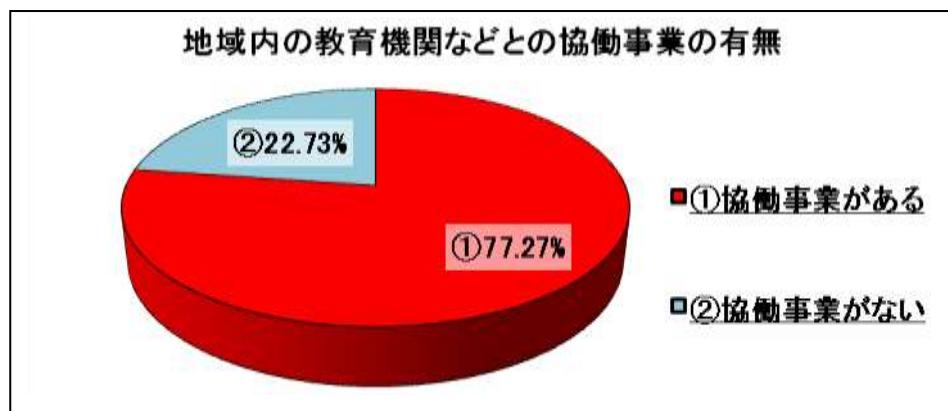
- ① NPO, 企業などと協働している事業はありますか？

	協議会数	割合
協働事業がある	13	29.55%
協働事業がない	31	70.45%
合計	44	100.00%



- ② 地域内の教育機関（幼稚園、小学校、中学校、高校、大学）、保育所、社会福祉施設などと協働している事業はありますか？

	協議会数	割合
協働事業がある	34	77.27%
協働事業がない	10	22.73%
合計	44	100.00%



■ 高松市における特定非営利活動法人アンケート調査結果報告書<概要版>

I 調査の概要

【本編】第2章「高松市の現状と課題」(11頁)
(3)市民活動団体の現状と課題

1 調査の目的

市内のNPO法人の概況等を把握し、NPO等の市民活動団体や地域コミュニティ協議会等との協働を進めるための基礎資料とするためアンケート調査を行いました。

2 調査対象

高松市内に事務所を設置する特定非営利活動法人（内閣府認証法人を除く）
(平成22年2月末現在)

3 調査方法

各法人事務所に調査票を郵送し、平成22年2月末の状況等について記入を依頼し、返信用封筒により回収しました。

4 調査期間

平成22年3月10日～平成22年3月22日

5 回収結果

120団体中、有効回答60団体（回収率50.0%）

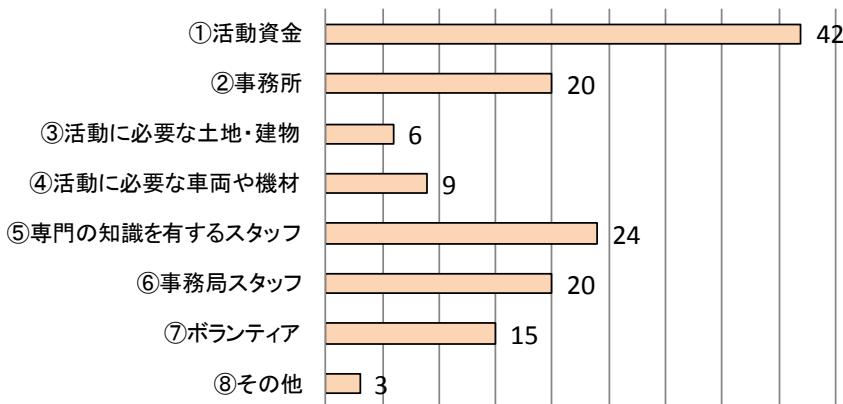
II 調査結果

1 活動の課題について

90.0%を占めるNPO法人（54団体）が人的物的資源等を必要としており、活動資金、専門の知識を有するスタッフ、事務所、事務局スタッフ、ボランティアの順で不足しているとしています。

必要とする資源（複数回答可）

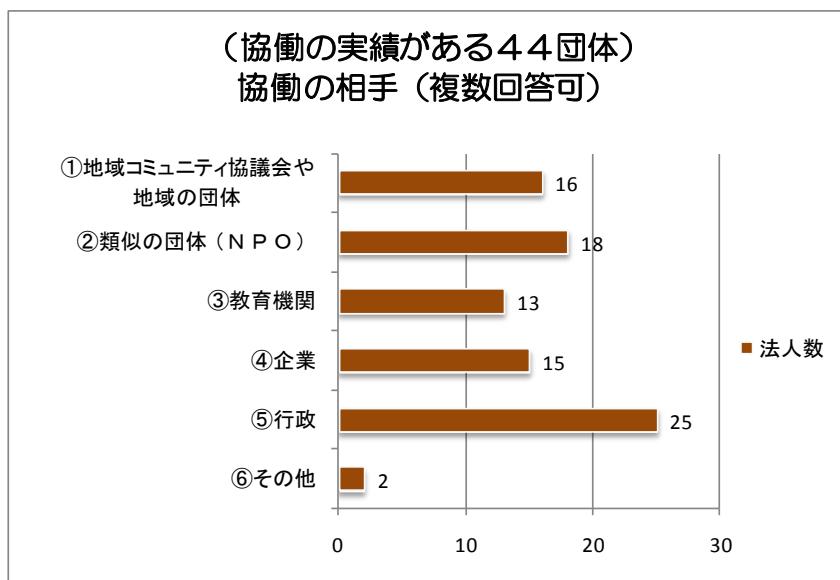
□法人数



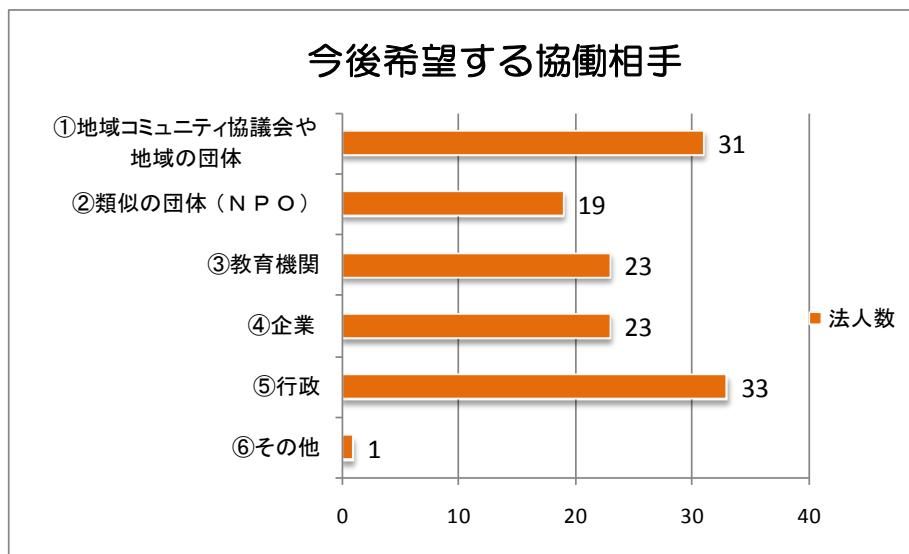
2 他のセクターとの協働について

① 実績、課題と活性化策

73.3%を占めるNPO法人（44団体）が他組織との協働の実績があると回答しています。



また、今後の他組織との協働については、約86.7%を占めるNPO法人（52団体）が他組織との協働を希望しています。



② 行政との協働の実績

25団体、延べ28件の行政との協働の実績が寄せられました。

